

選挙管理委員会内規

平成 17 年 8 月 29 日 選挙管理委員会 制定
平成 17 年 9 月 22 日 理事会 承認
平成 18 年 11 月 24 日 理事会 報告

(設置)

第 1 条 当会の会長・副会長の最終候補者、ならびに代議員選挙に関し、本会選挙規則第 4 条により設置される選挙管理委員会（以下「本委員会」という）の運営について、以下のとおり内規を定める。

(目的)

第 2 条 本委員会は、定款に定める会長・副会長の最終候補者、ならびに代議員選出のため、本会選挙規則に従った手続きを公正かつ円滑に管理することを目的とする。

(委員会)

第 3 条 委員長は必要により本委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員会の議決は全委員の過半数の出席のもとに、出席委員の過半数の賛成によって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 幹事は委員長を補助し、円滑な選挙事務を進める。
4. 本委員会の決定事項は必要に応じ理事会に報告する。
5. 幹事は議事録を作成しこれを事務局で保存する。

(業務)

第 4 条 本委員会では、別に定める選挙規則による業務のほか、次の事項を業務とする。

- 1) 全選挙事務を統括する
- 2) 公正な選挙の指導・監督
- 3) 決定した当選人を直ちに会長に報告した後、当選人が支部推薦候補者の場合には各支部に通知し、当選人が支部推薦以外の立候補者の場合は理事会に通知すること。
- 4) 選挙の実施方法に関する細則を定めること
- 5) その他必要な業務

(計画・予算)

第 5 条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らねばならない。

(報告)

第 6 条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がねばならない。

(改廃)

第 7 条 この内規の改廃は、理事会に報告し承認を得なければならない。

附 則

この内規は、平成 17 年 9 月 22 日より施行する。